

○西海市七ツ釜鍾乳洞公園の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年4月1日西海市規則第141号

改正

平成18年5月23日規則第21号

西海市七ツ釜鍾乳洞公園の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西海市七ツ釜鍾乳洞公園の設置及び管理に関する条例（平成17年西海市条例第197号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、条例第4条第2項の規定により指定管理者を公募しようとするときは、あらかじめ、申請の受付場所、受付期間及び選考の方法その他必要な事項を公表するものとする。

(開園時間)

第3条 西海市七ツ釜鍾乳洞公園（以下「公園」という。）の開園時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開園時間を変更することができる。

区分	開園時間
4月1日から9月30日まで	午前8時30分から午後6時まで
10月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後5時まで

(行為の承認)

第4条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 広告又は宣伝をすること。
- (2) 指定された場所以外の場所に車を乗り入れ、駐車し、又は停車すること。
- (3) 商行為、募金その他これに類する行為をすること。
- (4) 野営をすること。

(遵守事項)

第5条 公園に入園した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備又は展示品を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 地質鉱物等を採取し、伐採し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の入園者に迷惑をかけること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公園の入園を妨げる行為をしないこと。

2 指定管理者は、公園に入園した者が前項の規定に違反したとき又は公園の管理上必要な指示に従わないときは、その者に対し、退園を命ずることができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西海町七釜鍾乳洞公園管理規則（昭和63年西海町規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年5月23日規則第21号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の西海市七ツ釜鍾乳洞公園の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の西海市七ツ釜鍾乳洞公園の設置及び管理に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

す。